

社会福祉法人 宝島福祉会

評議員・役員等の報酬等についての規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人宝島福祉会（以下、「福祉会」という。）の定款第八条及び第二二条の規程に基づき評議員及び役員並びに定款第六条に定める委員及び理事長が必要と判断したもの（以下、「評議員・役員等」という。）に対する報酬等の支給について定め、業務の円滑な運営に資するとともに、報酬等の適切な支出を図る事を目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 評議員・役員等は、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤の役員等について、報酬等の支給は法人業務を行う出務に対し行うものとし、賞与及び退職手当は支給しない。また、評議員・役員等が、施設職員を兼ね職員給与を支給している場合は、当該評議員・役員等の勤務形態が常勤又は非常勤であるかに関わらず報酬等を支給しない。

(報酬等を支給する職種及び職務の範囲)

第 3 条 報酬を支給する職種及び職務は、評議員、役員、定款第六条に定める委員及び理事長が必要と判断しオブザーバーとして会議（評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会）に参加をしたものとする。

(報酬等の総額)

第 4 条 評議員を除く役員、監事、定款第六条に定める委員及び理事長が必要と判断した会議（評議員会・理事会・委員会）等に参加を求めたものに対する 1 事業年度の報酬等の総額は、30 万円以内 とする。

(報酬等の支給及び算定方法)

第 5 条 評議員・役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、職種及び職務に応じて別表に定める額。ただし、常勤及び法人との契約により役務に対する対価を得ている場合は、報酬等は支給しない。
- (2) 評議員・役員等が、理事長又は理事会の委任を受け法人業務を行うために、会議（評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会）や研修等に出務した場合、交通費の実費の範囲内でその費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 評議員、役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の職種及び職務に応じて定める時期とする。

- (1) 評議員については、評議員会開催後、3 日以内に口座振り込み又は現金にて理事会が一日の対価として定めた額 12,000 円を支給する。

- (2) 理事、監事、評議員選任・解任委員、理事長が必要と判断したものについては、各会議開催後、3日以内に口座振り込み又は現金にて理事会が一日の対価として定めた額12,000円を支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 福祉会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規定の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会で承認する。

附則 この規程は平成29年2月19日から施行する。

別表

(1) 評議員

出務の内容	出務1回あたりの報酬額
評議員会への出席	12,000円
上記の他、法人業務のための出務	12,000円

(2) 理事長、理事及び監事

出務の内容	出務1回あたりの報酬額
理事会又は監査会への出席	12,000円
上記の他、法人業務のための出務	12,000円

(3) 定款第六条に定める委員

出務の内容	出務1回あたりの報酬額
評議員選任・解任委員会への出席	12,000円

(4) 第3条に規定する理事長が必要と判断したもの

出務の内容	出務1回あたりの報酬額
評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会への出席	12,000円
上記の他、法人業務のための出務	12,000円